

学校給食を食べてみませんか

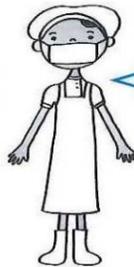
給食を食べながら 考えましょう 語り合しましょう
子どもたちの食と健康を！ 学校と家庭そして地域で！

- 日 時 平成24年7月19日(木)
12時から1時
 - 場 所 高山小学校 1階 会議室
 - 費 用 260円(当日集金します)
 - 申し込み 高山小学校 教頭(小倉)まで
電話(63-2001)でお申し込みください。
 - 締め切り 7月13日(金)まで
※先着20名とさせていただきます。
- ※事前に食材の準備をする都合上、欠席すると代わりの方の出席をお願いするか代金をいただくこととなりますがよろしくお願ひ致します。

お知らせ

1時から2時まで『校長室開放』を実施していますので、お気軽にお出かけください。

- #### 予定献立
- ・スパゲッティベスカトーレ ・牛乳
 - ・焼きポテト ・シーザーサラダ
 - ・冷凍ミカン



7月の試食会は、主食にスパゲッティベスカトーレを予定しています。えびやあさりなどの海産物が入ったスパゲッティをトマト風味に味付けした、夏にぴったりのさわやかな酸味がきいた一品です。
どなたでもご参加いただけますので、お気軽におこしください。

外国人住民の住民基本台帳制度がスタートします

住民基本台帳法の一部を改正する法律により、外国人住民にも住民票が作成されることになりました。これにより、外国人住民の方々の利便性の向上や市町村などの行政の合理化を図ることができるようになります。この法律が施行されるのは、平成24年7月9日(月)です。同時に、外国人登録法は廃止になります。

- ① 日本人と外国人とで構成される世帯の全員が記載された住民票の写しなどが発行可能になります。
- ② 住所変更の届出をすると、同時に国民健康保険などの手続きもできるため、従来に比べて届出の簡素化が図られます。
- ③ 在留資格や在留期間の変更について、従来、地方入国管理局と市町村の両方に必要だった届出が地方入国管理局のみへの届出で済みます。

●住民票が作成される外国人と、住民票の記載事項●

対象区分	対象者の内容	記載事項
中長期在留者 (在留カード交付対象者)	3カ月以下の在留期間が決定された外国人や、短期滞在・外交・公用の在留資格が決定された者以外の外国人。	・在留カードに記載されている在留資格、在留期間及び在留期間満了の日、在留カードの番号 ・中長期在留者であること
特別永住者 (特別永住者証明書交付対象者)	入管特例法により定められている特別永住者。	・特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号 ・特別永住者であること
一時庇護許可者 又は仮滞在許可者	入管法の規定で一時庇護のための上陸の許可を受けた外国人や、難民認定申請を行い、仮にわが国に滞在することを許可された外国人。	・一時庇護許可書に記載されている上陸期間、または仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間 ・一時庇護許可者または仮滞在許可者であること
出生による経過滞者在者 又は 国籍喪失による経過滞者在者	外国人となった事由が出生や日本国籍喪失である方(その事由が生じた日から60日までの間は在留期間を有することなく在留することができます。)	・出生による経過滞者在者又は国籍喪失による経過滞者在者であること

※外国人登録法において登録事項とされていた国籍の属する国における住所又は居所、出生地、職業、旅券番号などの情報は住民票には記載されません。

- ### ●注意点●
- ～法施行後に入国する外国人について～
新制度施行後は、中長期在留者などが国外から転入した場合、その日から14日以内に在留カード(※)を持参し、市町村の窓口で転入の届出を行う必要があります。この時、同一世帯内の世帯主が外国人住民である場合は本人と世帯主との続柄を証する公的な文書(婚姻証明書など公的な文書が日本語でない場合は、その翻訳文も必要です)が必要になります。
※他には、特別永住者証明書、仮滞在許可書、一時庇護許可書、後日在留カードを交付する旨の記載がある旅券などがあります。
- ～法施行後に国内で住所を変更する外国人について～
転出の際には日本人と同様に転出手続きが必要となり、転入時には転出証明書が必要となります。
住所を変更する際には、在留カード又は特別永住者証明書、外国人登録証明書(在留カードへ切り替える前のもの)のいずれかをご持参ください。
国外に転出する場合は、再入国許可を得ている場合であっても、原則として転出の届出が必要となります。

恋人証明書・仲良し夫婦証明書発行開始記念 バスツアー！参加者募集！

カッパル・夫婦で村内観光施設を巡り、スタンプを集めた方に恋人証明書・仲良し夫婦証明書を発行します。発行開始記念として大変お得なバスツアーを行いますので、ぜひご参加下さい。

日時 7月7日(土)
1便 9時～12時
2便 13時～16時

参加費 全施設入館料入浴料込みで500円！

定員 各便限定
10組20名様

順路 ふれあいプラザ集合
添うが森→ロックハート
城→県立ぐんま天文台→
ふれあいプラザ

【申し込み・問い合わせ】
高山村役場 地域振興課
地域おこし支援隊
安東・小林
☎0279-26-7945
viva.takayama@gmail.com

青空市 出店者募集！

8月12、19、26日(日)に青空市を実施します。青空市とは、生産者が生産物を持参し自ら接客、販売を行うもので、現在出店者を募集しています！

時間 各日11～14時(第1部)と14～17時(第2部)からお選びできます。

場所 ふれあいプラザ駐車場に張ったテント内

出店者 村内の方
出店物 農産物、加工品、手作り品等村内の方による販売物ならどんなものでもよいです。

申し込み締切 7月20日(金)

※接客、販売は各人で行っていただきますので、時間中販売場所にいられる方のみ出店可能です。

【申し込み・問い合わせ】
高山村役場 地域振興課
地域おこし支援隊
安東・小林
☎0279-26-7945
viva.takayama@gmail.com

花のゆりかごプロジェクトの参加者募集

内容 吾妻地域の美しい街づくり・環境整備を推進するため中之条高等学校の生徒により種まきと鉢上げの講習会を開催し、育苗した苗を参加者に持ち帰ってもらい、それぞれの地域で植栽をしていただきます。

日時 種まき 8月24日(金)
午前9時30分～10時30分
鉢上げ 9月13日(木)
午前11時～正午

会場 群馬県立中之条高等学校
対象 吾妻郡にお住まいの方

定員 20人(応募者多数の場合は抽選)

費用 無料

申し込み期限 7月31日(火)

申し込み方法 役場地域振興課または中之条土木事務所企画調査係にて申込用紙を受け取り、必要事項を記入の上、お申し込みください。

【申し込み・問い合わせ先】
中之条土木事務所企画調査係
〒377-0424
TEL 0279-75-3047
FAX 0279-75-4641

天文台に行ってみよう！ 村民優待パス券貸し出し

1人でも多くの人に宇宙にふれたいとこのことで、県立ぐんま天文台から高山村に、1枚で10名まで無料で入館できる「村民優待パス券」を5枚発行していただいております。

貸し出しは、役場住民課窓口又は、教育委員会で行っています。

まだ、天文台に行ったことのない方、昼行つても夜行つても景色や星がきれいです。ぜひ、足を運んでみてください。

お問い合わせ
役場住民課窓口 ☎(63)2111
教育委員会 ☎(63)3046

ぐんま天文台
高山村民優待パス

・本券で10名様まで無料入館できます。
・来館時に受付にご提示ください。招待券と交換いたします。

有効期限 平成25年3月31日

No. 1 県立ぐんま天文台長

〔会場〕
中之条町文化会館

〔申し込み受付期間〕
「申込用紙」は、役場総務課に用意してあります。

受付期間は、7月9日(月)から8月10日(金)午後5時15分までです。(土曜日、日曜日、祝日は除きます。)

なお、郵送での申し込みも簡易書留で8月10日(金)の消印のあるものまで受付します。

〔申し込み・問い合わせ〕
高山村役場 総務課
☎(63)2111
担当 小池

高山村職員募集

高山村では、平成25年度に採用する職員を募集します。

〔採用予定人員〕
一般事務：若干名

〔受験資格〕
昭和60年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人で、高等学校を卒業している人、又は平成25年3月に卒業見込みの人

〔試験期日・内容〕
▽第一次試験9月16日(日)
教養試験(職員として必要な一般的教養・知識・知能についての択一試験)

▽第二次試験 10月下旬
面接試験・作文試験・身体検査(第一次試験合格者に通知します)

国民年金



保険料免除の申請は、原則として毎年必要です

国民年金には、所得が少なく、保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料が免除される制度があります。また、30歳未満の方には、保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。

免除や若年者納付猶予の申請をすると、本人・配偶者及び世帯主(若年者納付猶予では世帯主は除かれます)の前年の所得を基準に審査が行われ、承認されると所得に応じて保険料の全部または一部が免除(若年者納付猶予では全額の納付が猶予)されます。

一部免除には、4分の3免除(4分の1納付)、半額免除(半額納付)、4分の1免除(4分の3納付)があり、所得に応じたきめ細やかな免除の申請ができます。

ただし、4分の3免除、半額免除または4分の1免除が承認された場合には、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになります。保険料の免除または若年者納付猶予の申請は原則として毎年必要です。ただし、全額免除及び若年者納付猶予については、翌年度以降分もあらかじめ申請(継続申請)することができます(失業等による理由を除く)。

今まで全額免除または若年者納付猶予の承認を受けており継続申請をしていない方、一部免除の承認を受けていた方は、6月で承認期間が切れています。引き続き免除等を希望する場合には申請が必要です。忘れずに役場住民課の国民年金担当係へ申請の手続きをしてください。

国民年金保険料免除に関する問い合わせ先
・ 渋川年金事務所 国民年金課 ☎0279-22・1607

国民健康保険税の税率の改正について(お知らせ)

村民の皆様には日頃より、本村国民健康保険の運営に多大なるご理解とご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、本年6月の定例議会において、次のとおり国民健康保険税の税率改正について、ご承認を頂き、平成24年度課税分から適用されることになりました。

改正された部分は、医療給付分、応能割(所得割)が5.0%から5.8%(+0.8%)に、応益割(均等割)は被保険者1名につき20,000円から22,000円(+2,000円)、(平等割)は世帯毎に加算され、1世帯あたり20,000円から24,000円(+4,000円)と、それぞれ改正となります。

又、軽減措置として、応益割(平等割・均等割)について世帯の所得に応じ、7割・5割・2割の減額措置も従来通り行われ負担の軽減が図られています。

今回の国民健康保険税の改正は、国保会計の健全運営を目的としています。国保加入者の方はもちろんのこと、村民皆様のご理解を宜しくお願いいたします。

尚、国民健康保険税は、高山村の加入者全体で支え合い運営しているものであります。

日頃から定期検診や人間ドックなどを受診し、早期発見、早期治療を心がけると共に、重複受診は避け、健康的な生活を営んで頂きたいと思っております。

給食センター臨時職員募集について

給食センターでは、下記により臨時職員を募集します。

■募集人員 1名

■職種 調理員

■資格 普通運転免許

■募集要件 村内に住所を有し、年齢50歳以下で、午前8時30分から午後12時30分の時間で働ける者(週2、3日程度)

■採用期間 平成24年9月1日～平成25年3月31日(更新あり)

■面接 後日連絡します

■申し込み受付期間等 希望者は、平成24年7月31日までに履歴書を教育委員会へ提出して下さい。

※詳細の問い合わせにつきましては、給食センターへお問い合わせください。(☎63-2811)

後期高齢者医療被保険者証の更新について

8月1日から医療機関等の窓口で提示いただく「後期高齢者医療被保険者証」が新しくなります。新しい被保険者証の色は「茶色」で、黄緑色の封筒に入れて7月下旬にお手元に届くように郵送します。届きましたら住所、氏名等をご確認のうえ、8月からの受診の際はそちらをお使いください。

新しい被保険者証の有効期限は8月1日から来年の7月31日までとなります。現在お使いの「紫色」の被保険者証の有効期限は今年の7月31日までとなりますので、受診の際はご注意ください。

○被保険者証裏面の臓器提供意思表示欄について

臓器移植に関する法律が改正され、国や地方公共団体では移植医療に関する啓発を行うことになりました。そのため平成23年度から被保険者証の様式を改正して、臓器提供に関する意思表示欄を設けています。記入をすることで、臓器を提供するか、しないかの意思を表すことができます。また、意思表示した内容について見られたくない場合は、役場に置いてあります「個人情報保護シール」を御利用ください。

なお、臓器提供意思表示欄への記入は被保険者の任意ですので、必ず記入しなければならないものではありません。

○被保険者証の自己負担割合について

来年7月末までの自己負担割合は同一世帯の被保険者の今年度の住民税課税所得により判定されます。同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる方は3割負担、それ以外の方は1割負担となります。

【平成23年12月31日時点で世帯主であって、同一世帯に合計所得38万円以下の19歳未満の世帯員がいる場合には、世帯員の年齢と人数に応じた額 ①16歳

未満は1人につき33万円 ②16歳以上19歳未満は1人につき12万円)を住民税課税所得から控除し負担割合を判定します。】

ただし、上記の判定で3割負担に該当する方のうち、昨年の収入額が次のいずれかに該当するときは申請により1割負担となります。

- ①被保険者が同一世帯に1人で収入額が383万円未満
- ②被保険者が同一世帯に2人以上で、収入額合計が520万円未満
- ③同一世帯に70歳から74歳の方がいる場合、その方と被保険者の収入額合計が520万円未満

○限度額適用・標準負担額減額認定証について

住民税非課税世帯の被保険者は限度額適用・標準負担額減額認定証を保険医療機関等で提示すると、ひと月の同一保険医療機関等での支払いが自己負担限度額までにとどめられたり、入院したときの食事代が減額されたりします。現在、認定証をお持ちの方は、有効期限が平成24年7月31日までとなっています。非課税世帯の方で引き続きご使用になるためには、8月中に申請手続きをして、新しい認定証の交付を受けてください。

○短期被保険者証について

通常、被保険者証の更新期間は1年間ですが、保険料の滞納状況により通常より有効期間の短い被保険者証を交付する場合があります。

お問い合わせ先

役場 住民課 ☎63-2111 (内線63)
群馬県後期高齢者医療広域連合
☎(027)256-7125